

十和田市燃料費高騰対策事業継続給付金に係るQ&A

問1 支給対象となる事業について、詳しく教えてください。

市内に本社を有する事業者で、

- ・一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー）（市内に営業所等を有する場合を含む。）
- ・自動車運転代行業者
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者（十和田市から青森県以外の都道府県までの路線定期運行バス、いわゆる高速バス）
- ・一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス）
- ・一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業者（遊覧船）
- ・貨物自動車運送事業者（市内に営業所等を有する場合を含む。）

問2 提出書類を教えてください。

①給付金支給申請書（オモテ・ウラ、別紙1、別紙2）

②申告に関する書類

- ・個人事業主：令和3年分確定申告書類又は令和4年度市民税・県民税申告書類等の写し
- ・法人事業者：直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類の写し

③全ての対象車両の車検証の写し（船舶は検査証書の写し）

④業種別営業許可証等の写し（詳しくは問3参照）

問3 提出書類のうち、業種別営業許可証等の写しとは、何を提出すればいいですか。

○タクシー

- ・一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し

○運転代行

- ・自動車運転代行業の認定証等の写し + 随伴用登録車両の台数及びナンバーが確認できる書類（保険契約証書等）の写し

○高速・貸切バス事業

- ・一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し及び事業計画（路線）等の写し
- ・一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し

○遊覧船運航事業

- ・一般旅客定期航路事業に係る許可証等の写し
- ・旅客不定期航路事業に係る許可証等の写し

○貨物自動車運送事業

- ・貨物自動車運送事業に係る許可書、軽貨物自動車運送事業経営届出書等の写し

問4 支給対象事業を複数営んでいます。それぞれの対象事業の分を受給することはできますか。

それぞれの対象事業の分を受給可能です。例えば、貸切バス事業と貨物自動車運送事業の両方を営業している場合、それぞれの車両台数に応じて給付金を受給できます。

十和田市燃料費高騰対策事業継続給付金に係るQ&A

問5 どのような車両が対象になりますか。

以下の全ての要件を満たす車両（船舶）が対象となります。

①営業用（緑ナンバー・黒ナンバー）の車両

なお、自動車運転代行については随伴用登録車両、遊覧船については船舶検査を受けている船舶が対象となります。

②市内の本社や営業所等を使用の本拠とする車両（船舶）

③現に事業に使用している車両（船舶）

登録はあるものの現に事業に使用していない車両（船舶）は対象になりません。

問6 市内と市外に営業所がありますが、市外の営業所の車両も対象になりますか。

市内の本社や営業所等を使用の本拠とする車両のみが対象となります。

問7 個人でトラックを所有し、荷物の運搬を行っています。対象になりますか。

貨物自動車（又は貨物軽自動車）運送事業の許可を運輸局から得ており、緑ナンバー（貨物軽自動車の場合は黒ナンバー）を取得した車両で運送業を行っている場合は対象となります。

なお、白ナンバーの自家用トラック等で依頼主から料金を徴収し荷物を運搬する行為は、禁止されています。

問8 以前、経済支援対策給付金又は事業継続緊急対策給付金を受給しましたが、今回も申請できますか。

申請可能です。

問9 最近創業したばかりですが対象になりますか。

申請日時点で創業しており、他の要件も満たしていれば対象となります。

問10 新型コロナウイルスや燃料費高騰の影響で現在休業していますが、対象となりますか。

申請日時点で営業していなければ対象となりません。また、事業を一部縮小するため休車（休船）している車両（船舶）がある場合、その車両（船舶）については支給対象になりません。

問11 申請書はどこで入手できますか。

申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、希望者には郵送しますので、お電話にてご連絡ください。【商工観光課：0176-51-6771】

なお、前回の事業継続緊急対策給付金又は十和田市経済支援対策給付金の申請をされた事業者及び青森県トラック協会上十三支部の会員事業所には、個別にご案内をしています。

問12 申請期間・申請方法は？

申請期間は令和4年8月18日から10月31日までです。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請は郵送（10月31日の消印まで有効）のみとします。持参による申請はご遠慮ください。

また、ご相談・問い合わせ等もお電話にてお願いします。【商工観光課：0176-51-6771】

十和田市燃料費高騰対策事業継続給付金に係るQ&A

問13 確定申告書、市民税・県民税申告書の控えを持っていません。

申告書の控えをお持ちでない十和田市民の方は、市で申告状況を確認します。ただし、確認に時間を要し、支給が遅れる場合がありますので、申告書をお持ちの方は必ず添付してください。

問14 市税の滞納がない証明等は必要ですか。

市で納税状況を確認しますので、証明書等の添付は必要ありません。ただし、申請日の前後に納付された場合は、領収済納付書の写しを添付してください。添付がない場合は、後日、納付確認のご連絡を差し上げる場合があります。

問15 給付金はいつ頃支給されますか。

申請書提出から概ね3週間後の支給となります。（申請受付後2週間で支給の可否を決定し、その後、1週間程度で口座に振込となります。）

問16 振込先は誰でもよいですか。

申請者（事業主）の口座（法人の場合は法人口座）のみとなります。

問17 申告をしていません。どうすればいいですか。

まずは税務署で確定申告をお願いします。申告後、申告書の控えを添付して当事業の給付申請をしてください。

・十和田税務署：0176-23-3151（音声ダイヤルで「2」を押す）

※税務署で確定申告不要と言われた場合は、十和田市役所税務課にて市民税・県民税の申告を行ってください。税務課 市民税係 直通：0176-51-6766・6767

問18 この給付金は税務申告上は何収入になりますか。

個人事業主の方は、「営業収入の雑収入」となります。

問19 なぜ市税等に滞納があれば対象外なのですか。支援措置なのだから全ての事業者へ給付すべきでは？

市民の皆さんが納めた税金から給付金を支給するという考え方から、直近年度の滞納がないことを条件としています。

問20 燃料費高騰の影響を受けている業種は運送業だけではありません。全ての事業者へ給付すべきでは？

限られた財源の中で給付金を支給するため、より影響の大きい業種・事業者に対し、優先的に支援を行っていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。